

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 3 月 17 日提出

案件担当 部 課 等	都市環境部廃棄物対策課
案件名称	三浦市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について
部門経営 部 会 議 で 審 議 した 日	令和 8 年 3 月 11 日
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものとされている。</p> <p>令和 2 年 3 月から横須賀市とのごみ処理広域化を開始したことを踏まえ、令和 2 年度に現在の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が策定された。</p> <p>現在は安定的なごみ処理が行われているが、燃せるごみの水分率や事業系一般廃棄物の処理、ごみ処理関連施設の老朽化などの課題が出ている。</p> <p>本計画では、上記課題に対する施策及び今後の減量化・資源化目標を掲載し、新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度）として策定する。</p> <p>なお、計画の策定にあたって 1 月 29 日から 2 月 27 日までパブリックコメントを実施し、意見書は提出されなかった。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>三浦市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を別添のとおり改定したい。改定後は、令和 8 年第 2 回三浦市議会定例会都市民生常任委員協議会に報告する予定である。</p>	

総合計画及び予算との関係

大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標 6 快適で安全性の高い生活基盤の整備

施策 5 適切な廃棄物処理の推進

備考

説明員 雙田廃棄物対策課長

鈴木廃棄物対策課廃棄物対策 GL